

税理士による所得税(復興特別所得税)及び消費税の



無料申告相談

のご案内

～申告書を作成できます～

期間	会場	所在地	時間
1月22日(月)・23日(火)	下赤塚地域センター	赤塚6-38-1	午前9時30分から 午後4時00分まで (受付は午後3時30分まで) 【事前申込をお願いします】
1月25日(木)・26日(金)	常盤台地域センター	常盤台4-14-1	
1月29日(月)～2月1日(木)	高島平区民館	高島平3-12-28	

- **会場の混雑緩和のため、オンライン又は電話による事前申込を受け付けます。**
- オンラインによる事前申込は、右記事前申込サイトを参照願います。
- 電話による事前申込は、【事前申込専用番号：03-6745-6325】(受付時間：平日午前9時～午後4時)に電話の上、オペレーターに「管轄の税務署」「ご希望の会場及び相談日時」「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。
なお、「事前申込専用番号」以外(税務署及び地方団体)での電話申込は受け付けておりません。
また、電話が大変混み合う可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となります。
- 小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合など、相談内容が複雑な場合を除きます。)を作成して提出できます。

事前申込サイト



https://coubic.com/itabashizei/booking_pages#pageContent

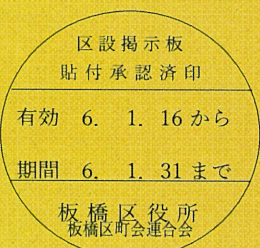
◎ **申告書等の提出のみの方は、直接税務署にお持ちいただくか、税務署宛て郵送にてご提出ください。**

◎ 土地・建物及び株式などの譲渡所得のある方や、住宅借入金等特別控除を新規で受けられる方、所得金額又は収入金額が高額な方、また、ご相談内容が複雑な方は、税理士による有料相談を受けていただくか、税務署にご相談ください。

○ 確定申告書については、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

○ 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示等が必要です。

令和5年分の申告・納税の期限は、
 所得税は、**3月15日(金)**
 消費税は、**4月1日(月)**です。
 納税は、預貯金口座からの
 振替納税が便利です。



詳しくは、**国税庁** **検索**

この社会あなたの税がいきている



板橋税務署

(03)3962-4151

〒173-8530 板橋区大山東町35-1

お電話は自動音声によりご案内しております。